

■ 第1部 ■

教育政策の総合的推進／ 大学の国際化と地域貢献

教育政策の総合的推進

point

第1章のポイント

平成20年7月、政府として初めての教育に関する総合的な計画として「教育振興基本計画」が策定されました。教育振興基本計画では、教育基本法に示された理念の実現に向けて、今後10年間を通じて目指すべき教育の姿を明らかにするとともに、今後5年間（平成20～24年度）に取り組むべき施策を総合的・計画的に推進するものです。

本章では、教育振興基本計画の策定の経緯やその内容とあわせて、我が国における教育に関する総合的な政策研究機関である国立教育政策研究所の活動や、諸外国における教育改革の動向について紹介します。

第1節 教育振興基本計画の策定

教育改革を実効あるものとするためには、我が国の教育の目指すべき姿を国民に明確に提示し、その実現に向けて具体的にどのように教育を振興し、改革していくかを明らかにすることが重要です。

そのため、平成18年12月に改正された教育基本法において、教育の振興に関する基本的な方針や講ずべき施策などを定める「教育振興基本計画」を策定することが規定され(17条1項)、20年7月1日に政府として初めての教育に関する総合的な計画が策定されました。

1 教育振興基本計画の策定の経緯

教育振興基本計画については、まず、平成12年3月に内閣総理大臣の下に設けられた教育改革国民会議^{*1}からの報告、「教育改革国民会議報告－教育を変える17の提案－」(同年12月)において、その必要性が謳^{うた}われました。この報告では、教育改革を着実に実行するためには、教育に関する基本的な方向を明らかにするとともに、教育施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育振興基本計画を策定する必要性が提言されています。そこで、この提言を受けて、13年11月には、文部科学大臣から中央教育審議会に対し、新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について諮問がなされ、具体的な審議が進められることとなりました。15年3月には、中央教育審議会から「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」(答申)が提出され、教育振興基本計画についての基本的考え方が示されました。

図表 1-1-1 教育振興基本計画の経緯

策定までの経緯

平成12年12月 教育改革国民会議報告

※ 教育改革国民会議とは、21世紀の日本を担う創造性の高い人材の育成を目指し、教育の基本に遡^{もと}って幅広く今後の教育のあり方について検討するため、内閣総理大臣が有識者の参集を求めた会議です

平成13年11月 中央教育審議会に諮問

平成15年 3月 中央教育審議会答申「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」

平成18年12月 改正教育基本法 公布・施行

平成19年 2月 文部科学大臣から中央教育審議会に対して審議要請

平成20年 4月 中央教育審議会答申

『教育振興基本計画について～「教育立国」の実現に向けて～』

平成20年7月1日 教育振興基本計画 閣議決定

平成18年12月、教育基本法が改正され、「人格の完成」や「個人の尊厳」などこれまで教育基本法に掲げられてきた普遍的な理念を大切にしつつ、教育の目的を実現するために達成すべき目標を新たに掲げるなど、新しい時代の教育の基本理念が明示されました。また、同時に、教育改革を実効あるものとするためには、我が国の教育の目指すべき姿を国民に明確に提示し、その実現に向けて具体的に教育を振興していく道筋を明らかにすることが重要であるとの観点から、教育基本法第17条第1項

^{*1} 教育改革国民会議

21世紀の日本を担う創造性の高い人材の育成を目指し、教育の基本にさかのぼって幅広く今後の教育の在り方について検討するため、内閣総理大臣が有識者の参集を求めた会議。

において、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が基本的な計画(教育振興基本計画)を定めることが規定されました。

この規定を受けて、中央教育審議会教育振興基本計画特別部会が開催され、平成19年2月から20年4月にかけて精力的な審議が行われました。20年4月18日、中央教育審議会から『教育振興基本計画について～「教育立国」の実現に向けて～』(答申)が提出され、その後、政府内での調整を経て、同年7月1日、我が国初の教育振興基本計画が閣議決定され、国会に報告されました。

2 教育振興基本計画の概要

教育振興基本計画は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針や講ずべき施策、その他必要な事項について、政府が定める基本的な計画です。教育基本法に示された教育の理念の実現に向け、今後10年間を通じて目指すべき姿を明らかにするとともに、今後5年間(20～24年度)に取り組むべき施策を総合的・計画的に推進することにより、「教育立国」の実現を目指しています。

今後10年間を通じて目指すべき教育の姿としては、社会全体で教育の振興に取り組む必要性を明らかにした上で、今後10年間を通じて目指すべき教育の姿として、以下の2つの目標を掲げています。

①義務教育修了までに、すべての子どもに、自立して社会で生きていく基礎を育てる

②社会を支え、発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てる

その上で、「資源の乏しい我が国では人材への投資である教育は最優先の政策課題の一つであり、教育への公財政支出が個人及び社会の発展の礎となる未来への投資」であるとし、このような教育の姿の実現を目指して、「OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考の一つとしつつ(図表1-1-2)、必要な予算について財源を措置し、教育投資を確保していくことが必要」として、教育投資を行うに当たっての基本的な考え方を明示しました。

また、今後10年間を通じて目指すべき教育の姿の実現に向け、平成20年度から24年度までの5年間で取り組むべき施策として、4つの基本的方向、すなわち、

○基本的方向1：社会全体で教育の向上に取り組む

○基本的方向2：個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる

○基本的方向3：教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える

○基本的方向4：子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する

に整理し、計77項目にわたってそれぞれの具体的施策を掲げました。

さらに、施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項として、

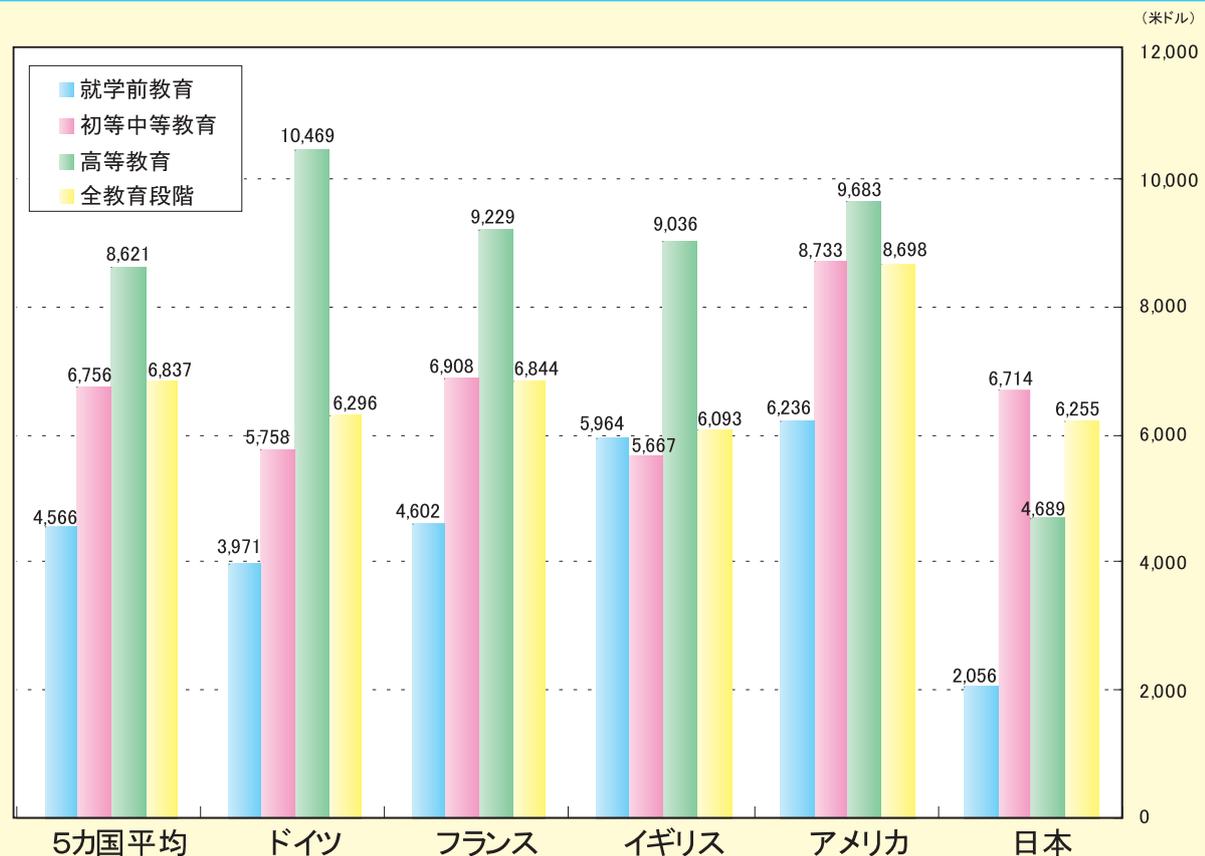
○計画の実施における国や地方公共団体の役割

○教育に対する財政措置とその重点的・効率的な運用

○進捗^{しんちよく}状況の点検や計画の見直し

などについて示しました。

図表 1-1-2 教育投資における一人当たり公財政支出



OECDが「図表で見る教育(2008年版)」作成のために収集したデータを元に文部科学省が推計。教育機関に対する公財政支出(購買力平価により調整)を在学者数で除したもの。

3 教育振興基本計画に基づく教育改革の推進

教育振興基本計画では、施策の実施に当たり、目標を明確に設定し、成果を客観的に検証し、そこで明らかになった課題等をフィードバックし、新たな取組に反映させるPDCA(Plan-Do-Check-Action)サイクルを重視し、より効率的で効果的な教育の実現を目指す必要があるとしています。

そのため、文部科学省では、各年度において重点的に取り組むべき施策についてまとめた「教育重点施策(教育振興基本計画アクションプラン)」を策定するとともに、毎年度、指標に基づいて進捗状況の点検を行い、その結果を更なる施策の改善に生かすこととしています。平成20年12月には「教育重点施策2008(平成20年度教育振興基本計画アクションプラン)」を作成しました。

また、地方公共団体においても、国の教育振興基本計画を参考にして、この地域の実情に応じた教育に関する基本的な計画の策定に努めることとなっており、平成21年2月現在、11の都道県で計画を策定しています。各市町村も含め、多くの地方公共団体で計画づくりがなされるよう、文部科学省としては積極的な取組を促していきます。

今後とも、文部科学省では、「教育立国」の実現に向け、教育振興基本計画を着実に実施し、教育の振興のための一層の取組をすすめていきます。

第2節

教育政策に関する最近の検討状況

1 中央教育審議会の審議状況

教育改革の推進にあたっては、中央教育審議会(図表 1-1-3)が重要な役割を果たしています。ここでは、最近の答申等を中心に説明します。

(1) 教育振興基本計画関係

教育基本法の改正を受け、平成 20 年 4 月に教育振興基本計画に関する答申が取りまとめられました(参照：本章第 1 節 1)。同答申を受け、同年 7 月に閣議決定された「教育振興基本計画」の円滑な実施のため、各年度に重点的に取り組むべき施策(教育重点施策(教育振興基本計画アクションプラン))やその点検審議をしています。

(2) キャリア教育・職業教育関係

平成 20 年 12 月には「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」諮問を受け、①学校から社会・職業への円滑な移行に必要な基礎的・汎用的能力の明確化と発達段階に応じた育成、②後期中等教育、とりわけ高等学校における職業教育の在り方、③高等教育における職業教育の在り方などについて審議を行っています(参照：第 2 部第 1 章 Topic2)。

(3) 生涯学習関係

平成 17 年 6 月の諮問を受け、国民一人一人の学習活動を促進するための方策、地域住民等の力を結集した地域づくり、家庭や地域社会における子どもの育ちの環境の改善のための方策を中心に審議が進められ、20 年 2 月に「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」(答申)が取りまとめられました(参照：第 2 部第 1 章第 1 節 2)。

(4) 初等中等教育関係

教育課程全体の見直しについては、平成 17 年 4 月より審議を重ね、平成 20 年 1 月 17 日には、「生きる力」をはぐくむという理念を実現するため、その具体的な手立てを確立する観点から学習指導要領を改訂するとの方向性を示した「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」(答申)が取りまとめられました(参照：第 2 部 2 章 1 節 1)。

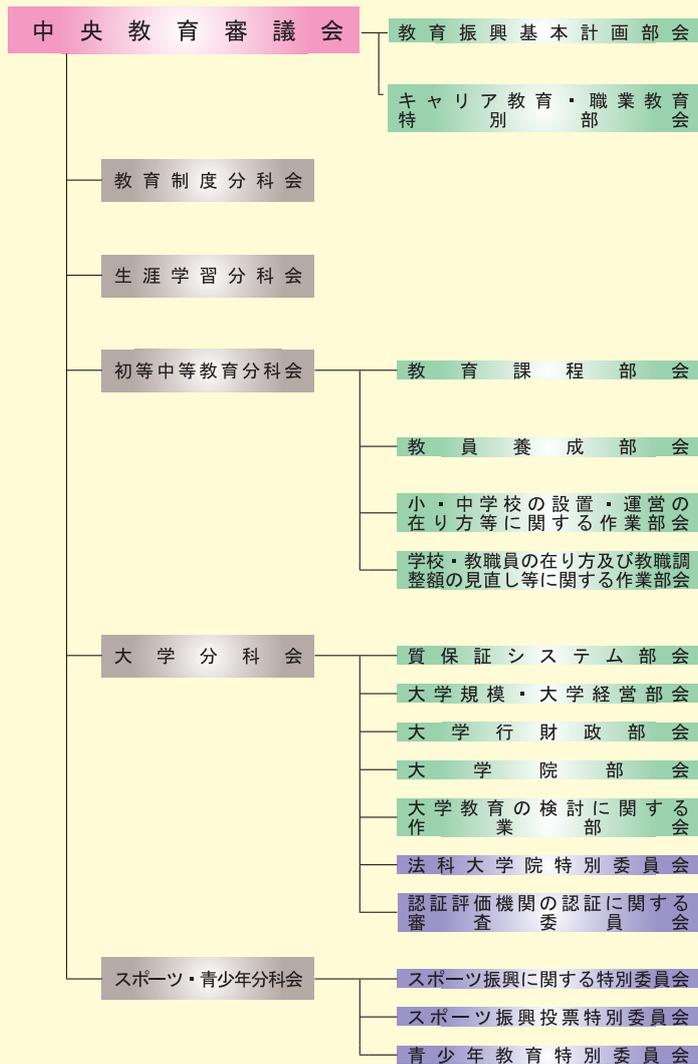
また、平成 20 年 6 月より、①小・中学校の設置・運営の在り方、②学校段階間の連携・接続等、③不登校の児童生徒への支援について、20 年 10 月より、学校・教職員の在り方や教職調整額の見直しなどについて審議を行っています(参照：第 2 部第 2 章 2 節～5 節)。

(5) 高等教育関係

平成 20 年 12 月に「学士課程教育の構築に向けて」(答申)と、「高等専門学校教育の充実について」(答申)が取りまとめられました(参照：第 2 部第 3 章第 1 節)。

平成 20 年 9 月には「中長期的な大学教育の在り方について」諮問を受け、①社会や学生からの多様なニーズに対応する大学制度及びその教育の在り方、②グローバル化の進展の中での大学教育の在り方、③人口減少期における我が国の大学の全体像などについて審議を行っています(参照：第 2 部第 3 章 Topic)。

図表 1-1-3 中央教育審議会の構成（第5期）



(注) ■ は分科会, ■ は部会, ■ は委員会等

(6) スポーツ・青少年関係

平成19年3月の諮問を受け、子どもの健康・安全を守るため、学校内の体制の充実や、学校、家庭、地域の連携を推進するための具体的な方策について審議を行い、20年1月に答申「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について」が取りまとめられました(参照：第2部第6章第6節)。

平成20年4月には「新しい時代に求められる青少年教育の在り方について」諮問を受け、①これからの青少年教育の意義・役割、②青少年教育における国、地方、民間の役割と連携、③青少年教育施設の在り方などについて審議を行っています(参照：第2部第6章第7節)。

雇用・経済情勢の悪化への対応

我が国では、バブル経済崩壊後の長期停滞から経済を回復させる中で、結果として戦後最長の景気拡大を果たしてきましたが、その中で所得の格差が拡大されているのではないかと懸念されてきました。

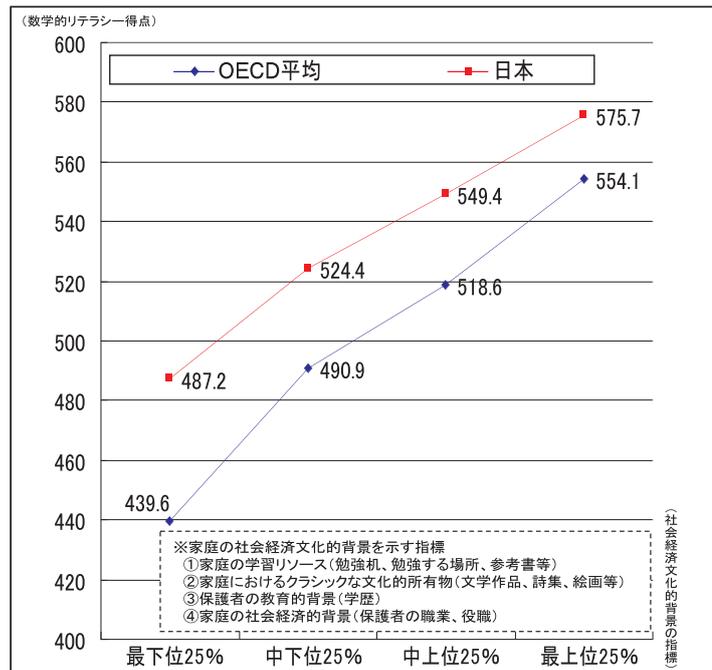
さらに、平成20年9月、米国の大手証券会社の破綻を契機とした世界的な金融危機が、我が国の実体経済にも深刻な影響を及ぼし、所得の格差の拡大や雇用情勢の悪化が不安視される中で、家庭の経済状況の格差が進学機会や学力の格差につながるのではないかと懸念されています。今までも増して危惧されるようになってきました。

国際学力調査など各種研究結果によれば、子どもの社会的・経済的・文化的背景と学力や高校卒業後の進学機会との間には、諸外国に比べて影響が弱いものの、関連がみられるとの調査結果もあります(図表)。

教育は一人一人の個人の幸福を実現するための基盤であるとともに、社会全体の発展にとっても必要不可欠な営みです。したがって、家庭の経済状況に関わらず、誰もが安心して教育を受けることができる環境が必要となります。そのため、文部科学省では、関係府省とも連携しつつ義務教育段階の児童生徒を持つ家庭を対象とした就学援助を行う市町村への支援や、奨学金、授業料減免による学生・生徒への支援などにより、家庭の教育に要する費用の軽減を図っています。

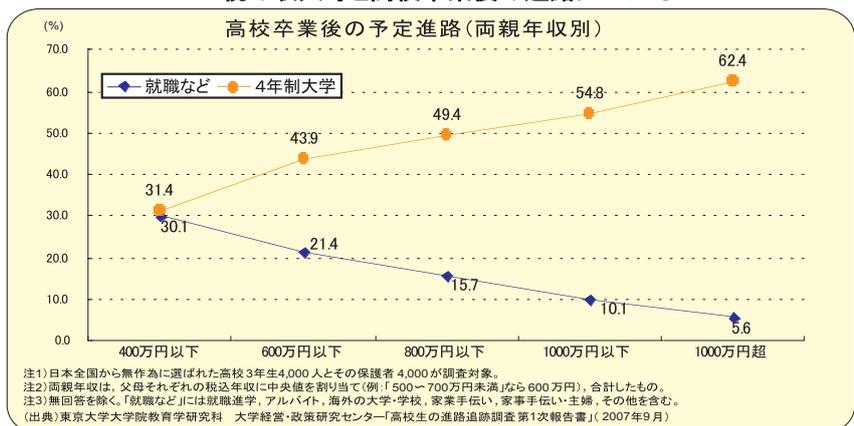
さらにこうした施策について、中心的課題として取り組んでいくことが必要です。あわせて、全ての子どもたちが質の高い教育を受けられ、確かな学力を身につけられるよう、新学習指導要領の円滑な実施や全国学力・学習状況調査の実施とその結果の活用などに一層努めていきます。

生徒の社会経済文化的背景と学力との関係(PISA2003)



(出典)「生きるための知識と技能」OECD生徒の学習到達度調査(PISA)2003(国立教育政策研究所編)

親の収入等と高校卒業後の進路について



2 国立教育政策研究所における調査研究等

国立教育政策研究所(以下「研究所」)は、我が国における教育に関する総合的な政策研究機関として、教育政策の企画・立案のための基礎的な事項についての調査研究などを推進しており、それらの成果は、中央教育審議会や教育再生懇談会などにおける政策の検討に基礎的資料として提供されたり、各教育委員会や学校での取組の参考とされるなど様々な形で活用されています。

最近の主な成果としては、以下のようなものが挙げられます。

(1) 国際共同研究・国際協力

① OECD 生徒の学習到達度調査(PISA)

経済協力開発機構(OECD)が進めている生徒の学習到達度調査(PISA:15歳児を対象に、読解力、数学的リテラシー、科学的リテラシーの3分野について3年ごとに実施)について、OECDにおけるPISA運営理事会の議長を研究所の国際研究・協力部長が務め、国際的な総括責任者となっています。この調査は国際コンソーシアムによって実施・調整が行われており、我が国では、そのメンバーでもある研究所を中心に、関係機関と連携して国内調査を実施しています。平成19年12月には、科学的リテラシーに焦点を当てた第3回調査の結果を公表しました(参照:第2部第2章第9節)。

② 国際数学・理科教育動向調査(TIMSS)

国際教育到達度評価学会(IEA)が進めている国際数学・理科教育動向調査(TIMSS:10歳児と14歳児を対象に、算数や数学、理科の到達度や教育諸条件について4年ごとに実施)についても、IEAに日本代表の立場で加入している研究所が国内調査を実施しています。平成20年12月には、前年3月に実施された最新の国際比較結果を公表しました(参照:第2部第2章第1節1(4)⑥)。

図表 1-1-4 TIMSS の問題例

図表 1-1-4 TIMSS の問題例

小学校算数の問題例
一長方形の周りの長さ

この長方形のまわりの長さは、次のどれですか。

① 7 cm
② 10 cm
③ 20 cm
④ 21 cm

小学校理科の問題例
一ヒマワリが育つ条件

たろうさんとはなこさんは、同じヒマワリからたねを1つずつ取り、同じ大きさの植木ばちに入れ、それぞれにたねをまきました。そして、たろうさんが1つのはちを家で育て、はなこさんがもう1つのはちを家で育てました。

しばらくしてから、ふたりが花をくらべると、下の絵のように成長にちがひがあることが分かりました。

たろうさんのヒマワリ はなこさんのヒマワリ

たろうさんとはなこさんの育て方がちがったと思われることを1つ書きなさい。

(出典) TIMSS2007年調査

③ 高等教育における学習成果の評価(AHELO)・国際成人力調査(PIAAC)

OECDが進めている「高等教育における学習成果の評価(AHELO)」に関する開発事業や、「国際成人力調査(PIAAC)」の開発事業へも、平成20年度から参画しています。

④ 国際協力事業

我が国を代表する教育研究所として、ユネスコからの要請を受けて「アジア・太平洋地域教育開発計画(APEID)」などの国際協力事業を実施しています。

また、アジア・太平洋経済協力(APEC)における教育協力を推進するため、APEC人材養成会合や教育ネットワーク会合など関連の会合に出席するとともに、平成20年6月にペルーで開催された第4回教育大臣会合への参加にあたっては我が国の政策提案の検討段階から参画しました。さらに、ユネスコ主催で平成21年度に開催される予定の「第6回国際成人教育会議」に向けて、EFA(Education for All:万人のための教育)をキーワードに、アジアにおける生涯学習をテーマとして、19年度と20年度の2年にわたって国際セミナーを開催しました。

⑤ その他

このほか、教育行政の課題への日仏の取組をテーマとするセミナー(平成20年10月)、「キー・コンピテンシー^{*2}」をテーマとしてOECD専門家を招いた研究会(同年4月、7月)、日本とドイツ

^{*2} キー・コンピテンシー

単なる知識や技能だけではなく、技能や態度を含む様々な心理的・社会的なリソースを活用して、特定の文脈の中で複雑な課題に対応することができる力。

のエコスクール(環境を考慮した学校施設)についての国際シンポジウム(19年12月)を開催するなど、諸外国との様々な取組を進めています。

(2)教育制度・教育経営に関する調査研究

①小中学校の設置運営の在り方

「教育条件整備に関する総合的研究」(平成20～22年度)を実施し、少子高齢化のもとでの義務教育諸学校の規模や配置の在り方に関して理論的実証的研究を進め、全国的な教育水準を維持しつつ、地域特性を生かした学校配置のモデル構築を推進しています。中央教育審議会の審議などのための基礎資料を提供しているほか、市区町村が活用できる資料集なども作成する予定です。

②学校評価

本研究所では学校評価に関する研究が早くから行われ、文部科学省が関連施策に取り組む際に参考とされるような研究成果が蓄積されてきました。平成19年度には、「『研究機関主体型』の学校の第三者評価に関する実践研究」を文部科学省事業の一形態として実施し、全国25の小中学校において、独自の評価手法により試行しました。その成果は、文部科学省や各教育委員会において、個別学校の状況をより一層考慮した第三者評価方式を開発するための資料として活用されています。

③小中一貫教育、高校教育改革等

小中一貫教育を進める上での課題について、児童生徒の発達、教育制度、教育内容・方法、学校施設の在り方などの観点から調査研究を行う「小中一貫教育の課題に関する調査研究」(平成18～20年度)を実施しました。20年度は、小中一貫教育校における施設一体型校舎の現状分析を行い、学年区分と建物ゾーニングの一致、異学年交流スペースの充実の重要性などを実証し、施設を計画・設計する際の留意点を取りまとめました。

また、「今後の後期中等教育の在り方に関する調査研究」(平成18～19年度)を実施し、生徒数の減少などによる高校の再編の状況、総合学科、単位制、中高一貫教育といった高校教育改革の取組についての実態を把握しました。

平成21年3月には、「高校と大学の教育接続」をテーマとした国際シンポジウムを開催し、米国・カナダ・オーストラリア・韓国から講師を招いて各国の状況を紹介しながら、高校生の学びへの意欲・関心をいかに継続させていくかを議論しました。



小中一貫教育校における4年生と9年生の国語の交流授業(郡山市立湖南小中学校)

④教職員の勤務実態、教職員配置

「教職員の勤務実態に関する調査研究」(平成18～19年度)、「生活集団および学習集団の規模と教育効果に関する調査研究」(19年度)など、文部科学省からの委託を受けて他大学などの研究者が代表として実施する研究に、本研究所の研究官が中核となって参画しました。これらの結果は政策の企画立案の参考資料として中央教育審議会などへ報告されました。

(3)教育課程、学力、生徒指導に関する調査研究

①教育課程に関する調査研究

研究所では、小・中・高等学校一貫した系統的な進路指導の内容・方法などに関する調査研究を行うなど、キャリア教育の充実に向けた取組を進めてきました。平成19年度には小・中・高等学校や地域における体験活動事例を掲載した「キャリア教育体験活動事例集(第1分冊)」を、20年度には学校外の諸機関・団体がより積極的に関わって推進されている体験的な取組を掲載した同第2分冊を作成しました。また、国内外の研究動向や実践成果を考慮して学校におけるカリキュラム開

発を支援する方策を検討する「学校におけるキャリア教育に関する総合的研究」(19～21年度)を実施しています。

また、「小学校における英語教育の在り方に関する調査研究」(平成18年～20年度)を実施し、全国53校の研究協力校を指定し、リスニングやスピーキング、アルファベット、児童の意欲などの観点から調査を行うとともに、21年2月には研究報告会を開催して教育委員会などへ周知しました。

さらに、平成19年9月に刊行した「環境教育指導資料(小学校編)」の英語版を20年11月に作成するとともに、学校における「持続可能な発展のための教育」(ESD)の指導に関する参考資料の作成を目指し、本格的な研究開始に向けた準備研究を行いました。

②全国学力・学習状況調査

すべての小学6年生と中学3年生を対象とした全国学力・学習状況調査を平成19年度から文部科学省と共同で実施しています(参照：第2部第2章第1節1(4)①～⑤)。研究所は、調査問題の作成・分析、解説資料の作成、報告書の作成などを担当しています。

③教育課程実施状況調査、特定の課題に関する調査等

児童生徒の学力を総合的に把握し、教育課程や指導の改善充実などに生かしていくため、教育課程実施状況調査を実施しています。また、同調査などによっては把握が難しい長文記述や実技等の内容について、特定の課題に関する調査を平成16年度から実施しています。平成19年度は「技術・



のこぎりでも材を切断する生徒の様子
「特定の課題に関する調査」(技術・家庭)

家庭」について中学3年生を対象にペーパーテストと実技調査などによる調査を行い、21年3月に調査結果を公表しました。その結果、材料加工や調理の基礎的な技術を身に付けている生徒の割合は相当程度に達しているものの、工具の使用方法の理解等で課題がみられることなどが明らかになりました。20年度は「音楽」に関する調査を行いました。

④研究指定校・地域指定事業

各学校において学習指導要領に基づく教育課程や指導方法などの改善充実を図るために、特に重要な課題について研究テーマを示し、指定校や指定地域で実践的な研究を進めています。これらの指定事業の研究成果の実践発表や意見交換などを行う研究協議会を年1回行っており、毎年延べ千名以上が参加しています。

⑤生徒指導に関する調査研究

いじめや暴力防止に関する効果的な指導方法の在り方を探るため、「いじめ・暴力防止に関する指導方法の在り方についての調査研究」(平成19～21年度)に取り組むとともに、20年度からは、生徒指導において重要な役割を果たす生徒指導主事などに求められる意識や行動などに関し、「生徒指導に関する機能向上のための調査研究」を実施しています。また、生徒指導のより効果的な取組に資するため、生徒指導資料の作成を行うとともに、生徒指導に関する地域のネットワークづくりに着目した地域指定事業や、教育委員会や学校の生徒指導担当者などが情報交換を行う協議会を毎年実施しています。

(4)科学教育に関する調査研究

①科学的リテラシーに関する調査研究

PISAの2006年調査の結果を受け、同調査のアンケート項目による中学3年生を対象とした科学的リテラシー意識調査(平成19年度)を独自に実施しました。その結果、中学3年生は高校1年生よりも多くの質問項目で良好な意識を示し、必ずしもPISA調査結果のすべてが中学校までの理

科教育に起因するものではないことが明らかとなった一方で、中学校段階の理科教育にも、理科や科学を学ぶ価値や意義を実感させる必要があることなどの示唆が得られました。

PISA2006年調査の科学的リテラシー分野についての国際専門委員(12名)のうち1名を本研究所研究官が務めています。平成20年3月には、3名の国際専門委員を招いてシンポジウムを開催し、学校教育における科学的リテラシーの育成方策について各国との比較の観点から議論を行いました。

また、平成20年度には、理科教育の実態調査を科学技術振興機構と共同で実施し、小・中・高等学校それぞれの、理科を教える教員を対象とした理科の教育環境や研修の状況などに関する全国的なアンケート調査を行い、その結果、例えば、小・中・高等学校のいずれにおいても教材費の予算状況が厳しく、観察や実験の障害になっていることや、高等学校では小中学校段階と比べて観察や実験が少なく、その要因として、観察や実験のための時間が不足していることなどが分かりました。

また、成人段階を念頭において、すべての人々に身に付けてほしい科学・数学・技術に関係した知識・技能・ものの見方を具体的に作成することを目的とした「日本人が身に付けるべき科学技術の基礎的素養に関する調査研究」(平成18～19年度)を、日本学術会議と連携して実施しました。

②第3期科学技術基本計画のフォローアップ調査

第3期科学技術基本計画のフォローアップ調査の一部として、平成20年度に「理数教育」に関する調査研究を実施しました。これは総合科学技術会議の方針に沿って配分される科学技術振興調整費により、学校教育における「理数教育」について、教科書の国際比較研究や教員現況分析を中心とした調査を実施したものです。この調査結果は、総合科学技術会議における次期科学技術基本計画策定に向けた議論の参考とされる予定です。

(5)高等教育

高等教育財政の課題と方向性(平成18～19年度)、大学のセンター組織の役割と機能(17～19年度)、FD(ファカルティ・ディベロップメント^{*3})プログラムの構築支援(20～22年度)といったテーマを通じて、高等教育財政や大学における教育改善についての研究を行い、大学教育改革の現状や方策などを明らかにしました。また、初年次教育についての全国的な状況の調査を実施したことなどを受けて、20年8月には「学士課程教育の構成と体系化」をテーマとしたシンポジウムを開催しました。

このほか、生涯学習から初等中等教育、高等教育など幅広い分野にわたる様々な調査研究を実施するとともに、以下のような事業も実施しています。

- ①政府の「IT新改革戦略」に基づき教育の情報化を支援するため、我が国における教育・学習に関する情報を扱う中核的なWebサイトである教育情報ナショナルセンター(NICER)を運用しています(参照：<http://www.nicer.go.jp/>)。
- ②地域における社会教育の活性化を支援するため、社会教育活動の実態に関する全国調査や社会教育事業の質的向上を図るための実践的な調査研究などを実施するとともに、社会教育指導者の資質向上のための事業(文部科学省との共催)を実施しています。
- ③都道府県・市町村や民間の教育研究所・教育センターで構成されている全国教育研究所連盟と連携・協力して共同研究などを実施しています。
- ④研究所のホームページ(参照：<http://www.nier.go.jp/>)や研究所内の教育図書館の一般公開などを通じた研究成果の普及を行っています。ホームページでは、平成18年度以降の報告書につ

^{*3} ファカルティ・ディベロップメント

教員が授業内容・方法を改善し、向上させるための組織的な取組の総称。具体的な例としては、教員相互の授業参観の実施、授業方法についての研究会の開催、新任教員のための研修会の開催などを挙げることができる。

いての「研究成果ダイジェスト」や、「研究成果アーカイブ」という形での報告書本体も掲載しています。さらに、調査研究の成果などを考慮し、学校や教育委員会などへの助言や援助を行っています。

第3節 諸外国における教育改革の動向

1 諸外国の教育をめぐる状況

国の将来を左右する教育は、我が国のみならず諸外国においても、政策上の優先課題となっています。諸外国では、それぞれの国の歴史的な文脈や、社会的、経済的状况の中で、固有の課題を抱えつつ、独自の教育制度を発展させてきました。その一方で、近年、各国は教育に関するいくつかの課題や政策の方向性を共有するようになってきています。

近年の教育をめぐる変化の背景には、グローバリゼーションの進行や知識主導型経済の浸透、情報通信技術をはじめとする科学技術の進歩などの世界的潮流があります。こうした現象は、経済のみならず、社会や文化においても国境を越えた活動を活発化させるとともに、労働需要の中で必要とされる知識、技能を高度化し、その更新を絶えず求めるようになりました。今日、これらの流れは相互に影響し合いながら、教育をめぐる変化を加速させています。

このような世界的潮流に呼応して、各国が共有する教育政策上の課題としては、基礎・基本を前提としたより高度な学力の形成や上級資格・学位取得者の増大、労働力の維持・向上に向けた知識・技能の更新のための教育の継続、先端研究や技術革新を可能とする人材育成・研究基盤の確立などがあります。国家レベルで対応すべきこれらの課題に関して、各国では政府主導の下、課題に応じた達成目標を設定するとともに、目標達成に向けた包括的な中・長期プランを策定するようになってきています。これらのプランにおいては、地方や各教育機関の置かれた状況に配慮し、その裁量を活かしつつ、具体的取組が進められています。

以下では、各国の政府が全国的な課題として積極的に進めている教育改革の動向をみていきます。

2 各国における教育改革の動向

(1) アメリカ合衆国

アメリカでは、合衆国憲法により教育は州の専管事項とされており、従来、連邦政府が教育に対して積極的に関与することはありませんでした。ところが、国内外の学力調査によって成績の低迷が明らかになったのに加え、経済のグローバル化や知識主導型の社会経済の出現、労働需要の変化、移民や英語を母語としない人々の増大等を背景として、教育は全国的な課題として認識されるようになりました。このため、学力の向上を目標とする教育改革に連邦政府が重要な役割を果たすようになってきています。

初等中等教育については、2002年1月、前ブッシュ政権(2001～2009年)の教育政策の柱として、「落ちこぼれを作らないための初等中等教育法(初等中等教育法改正法)」(No Child Left Behind Act of 2001)が制定されました。同法は、教育改革推進に向けた財政支援の条件として、教科別、学年別の到達目標や指導内容を定めた教育課程基準である教育スタンダードの設定と、その達成状況を測定する州内統一の学力テストの実施及びテスト結果の公表を柱とする教育改善計画の策定を各州に求めました。これにより、すべての州において、公立学校やこれを所管する地方教育行政機関(学区)の教育成果に対する責任を明らかにすることで、学力向上に向けた各学校及び学区の改善努力を引き出す

取組が行われています。

国際的に高い評価を得ている高等教育についても、労働需要において求められる教育上の要件(資格や学位など)の高まりと、従来進学者の少なかった英語を母語としない人々の増大により、アクセス拡大や質の維持向上を目指した動きがみられるようになってきています。連邦政府は、2006年9月、連邦教育長官諮問委員会の提言を受けて、高等教育へのアクセスの向上、学費負担の軽減、高等教育機関の情報公開や質保証の推進に向けたアクションプランを発表しました。こうした動きを踏まえて、2007年9月並びに2008年8月、「高等教育法」の改正が行われ、連邦奨学金事業の拡充や各高等教育機関の個別情報の公開等が定められました。このほか、高等教育機関や関係団体においても、学生の学力評価などアカウントビリティの改善に向けて、独自の取組が進められています。

2009年1月に就任したオバマ大統領は、施政方針演説において教育を連邦政府の優先課題のひとつとすることを明らかにしました。これまでの方針を基本的に踏襲しつつも、すべての人々に優れた教育機会を提供することを重視し、財政支援に積極的な新政権の姿勢は、深刻な経済状況の中で州や学区、高等教育機関等から多くの期待を集めています(図表 1-1-5)。

図表 1-1-5 オバマ政権の教育政策の概要

就学前教育

- ・0～5歳の子どもとその親を対象とする支援策(ゼロ・トゥ・ファイブ・プラン、ヘッドスタート事業等)の拡充

初等中等教育

- ・「落ちこぼれを作らないための初等中等教育法(NCLB法)」の改正
- ・理数教育の振興
- ・ドロップアウト問題への対処
- ・質の高い放課後プログラムの拡大
- ・ハイスクールにおける大学レベルの単位取得プログラムに対する支援
- ・英語を母語としない英語学習者への支援
- ・質の高い教員の養成・募集・確保に対する支援

高等教育

- ・アメリカ教育機会減税(大学進学にかかる学費負担軽減に向けた減税措置)の創設
- ・連邦奨学金申請手続きの簡素化による大学進学希望者の拡大

〔参考〕オバマ政権移行チームによる教育政策アジェンダ

(2) イギリス

イギリスでは、ブレア政権(1997～2007年)が教育を政府の最優先課題と定め、教育水準の向上を目的として初等教育から高等教育、生涯学習まで幅広い教育改革を精力的に進めました。それを引き継いだブラウン内閣(2007年～)も教育重視の姿勢を示し、教育・訓練を重要課題として教育改革を継続しています。

政府はこの間、基礎学力の向上に力を入れ、全国テストの結果は着実に改善しました。水準向上のために学校の裁量を高め、カリキュラムの弾力化を進めつつ、学校の創意や工夫を導き出す施策が取られています。同時に、定期的に学校監査を実施するほか、学校の実績を公表することで学校のアカウントビリティ(説明責任)にえています。そうした結果から、教育水準に課題を抱える地域や学校に対しては集中的な支援策を実施しています。ブレア＝ブラウン両政府を通じて、教育へのアクセスの改善と質の高い教育機会の提供が目指されています。2008年教育・技能法により、約40年ぶりに義務教育の終了年齢が16歳から18歳に引き上げられました。延長される2年間は、フルタイム就学のみならず、就労者にはパートタイムの教育や訓練も認めるほか、職場訓練も拡充するなど、柔軟な学習機会の保障が目指されています。また政府は、2010年までに青年層の2人に1人に高等教育の機会を与える目標を掲げました(2006年現在40%)。

政府は近年、中長期的な政策目標を策定するようになりました。政府は財政見通しと併せて「公共サービス合意」と呼ばれる目標を設定し、教育についても短期・長期の達成目標を設定しています。

またブラウン内閣は、教育に加え、子どもの健康や安全、福祉に関する施策を網羅する『子どもプラン』（2007年）を公表しました。同プランは、既存の施策を総合しつつ、2020年を目標に、例えば90%の小学生が英語と数学で期待水準に達すること、90%の若者が中等教育修了一般資格（GCSE）の5科目で高い成績を取めること、子どもの貧困を根絶すること等々の目標を掲げています。

(3) フランス

フランスでは、2005年、当時のシラク政権下において、新たな教育基本法（フィヨン法）が制定されました。同法は1989年の教育基本法（ジョspan法）を引き継ぎ、これまで進められてきた改革を一層推進することを目的としています。特に、子どもの学力不振など、学校が抱える諸問題が解決されていないという認識の下、同法では義務教育段階にある児童・生徒の基礎学力の保障に重点を置いています。これを踏まえ、2006年に義務教育段階においてすべての児童・生徒が習得すべき内容を「共通基礎知識技能」として定め、これを保障するために、学習が困難な児童・生徒に対する個別指導の制度化、学力の定着を測るための学力調査の実施などの取組が行われています（図表1-1-6）。また、すべての生徒が職業高校2年修了程度の公認資格を獲得できるようにし、同一世代の80%をバカロレア水準（後期中等教育最終学年進級）に至らせるという1980年代から掲げる目標が未だ達成されていないことから、同法に係る附属報告書の中でこの目標を維持するとともに、同一世代の50%を高等教育修了に至らせるという目標が新たに定められました。このように国民の教育水準の向上を図る一方、教育上恵まれない地域の優秀な児童・生徒に対してもエリート教育機関などへの進学を支援し、社会的経済的な背景から児童・生徒の進学の機会が制限されないような取組も行われています。2007年5月に発足したサルコジ政権は、こうした改革を継続するとともに新たな施策も展開しています。

高等教育については、2007年8月「大学自由責任法」が制定され、これまで国が中心に行っていた大学の管理運営について大学の裁量が拡大されました。また、大学における留年・中退を抑制するために、高校から大学への接続を円滑にし、進路指導や補習支援などを実施するための措置も定められました。このほか、EU域内を中心に学生や教員の国を越えた移動が活発化する傾向にあることから、教育及び研究の質の向上のほか、施設・設備の機能や美観を改善して魅力あるキャンパスづくりを推進する「オペレーション・キャンパス」計画を2008年から開始するなど、卓越した高等教育拠点の構築が進められています。



義務教育段階においてすべての児童・生徒が習得すべき「共通基礎知識技能」（フランス語版（青）のほか、英語版（赤）、ドイツ語版（緑）、スペイン語版（橙）が作成されている）。

図表 1-1-6 義務教育段階における「共通基礎知識技能」の構成

1. フランス語の習得
2. 一つの現代外国語の実用
3. 数学の基礎原理及び科学的技術的教養
 - A. 数学の基礎原理
 - B. 科学的技術的教養
4. 情報通信に関する日常的な技術の習得
5. 人文的教養
6. 社会的公民的技能
 - A. 社会で生きる
 - B. 公民生活を準備する
7. 自律性及び自発性
 - A. 自律性
 - B. 自発的精神

* 「共通基礎知識技能」は、「社会から疎外されないために義務教育終了時点で全員が習得していなければならない事柄」として7項目からなる。各項目は、現代における基本的な「知識」、知識を様々な状況において活用するための「能力」及び探求心、自己と他者の尊重、好奇心、創造性など生涯にわたって必要な「態度」の組み合わせによって構成される。

* 「共通基礎知識技能」の習得に向けた学習は、各学年、各教科の学習指導要領で具体化される。

《参考》2006年7月11日付け政令第2006-830号付録

(4) ドイツ

連邦制をしくドイツでは教育は州の専管事項であるため、州ごとに教育政策が進められています。また、中等教育段階から能力や適性に応じて複数の学校種に分岐する、複線型の学校制度がとられています。しかし、近年、こうした多様な制度を見直し、統一性・共通性を持たせようとする傾向が顕著になってきました。その背景には、2000年のOECD「生徒の学習到達度調査(PISA)」などの国際学力調査での成績不振や、欧州の統合・拡大過程における国際社会への対応の必要性の高まり、さらには、2005年に発足したメルケル政権において、そうした問題が政策課題として取り上げられたことがあります。

初等中等教育段階では、学力向上策として、伝統的に昼過ぎに終了していた授業時間を午後にも延長し、補習や課外活動など様々な教育プログラムを提供する「全日制学校プログラム」の拡大・普及策が、2003年より連邦政府の積極的な支援の下に進められています。これは、学力低下の主な原因が子どもの出身家庭にあるとし、学校に家庭教育的な機能を付与し、教育機能の不十分な家庭の影響を最小限に抑えようとするものです。また、従来16州が個々に教育課程基準を定めていましたが、全国的な学力の引上げに向け、2004年より主要教科に関して全国共通の教育スタンダードが設定されています。さらに、近年の高学歴志向や暴力事件の頻発などにより一部の学校種からの生徒離れが進んだことから、すべての子どもがより長く共通の教育課程で学べる新たな学校種を設置しようとする動きが各地で起きています。このほか、従来13年であった初等中等教育から大学入学までの通算年限を、欧州標準の12年に短縮する動きが全州でみられます。

他方、高等教育段階では、受益者負担や大学間の競争といった新たな考えが浸透してきました。1970年代から大学の無償制が維持されてきましたが、高等教育人口の拡大や財政的な逼迫を背景に、1学期(半年)当たり500ユーロ程度の授業料を徴収する州が出てきました。また、高等教育機関の国際競争力強化に向け、有力な大学に連邦と州が共同で教育・研究費を重点配分するドイツ版COEプログラム「高等教育のためのエクセレンス構想」が2005年に始まり、伝統的に同列に位置づけられていた各大学は資金の獲得を巡って競争を繰り広げることになりました。

(5) 中国

中国は1980年代からの改革・開放政策の下で市場経済を取り入れ、目覚ましい経済発展を遂げてきました。立ち後れた教育の普及及び劣悪な教育条件の改善を通して、国民全体の資質の向上と経済発展を支える優れた人材の育成を目指し改革を進めています。このため、改革を支える個々の施策の着実な実施に向け、教育振興計画や教育事業発展のための5か年計画を策定し、農村の教育振興と世界に通用する大学づくりを重点課題とするとともに、2010年までの数値目標として、公財政支出教育費対GDP比4%、後期中等教育の在学率80%、高等教育の在学率25%を掲げています。

初等中等教育では、経済発展の程度によって教育普及に地域差がみられたことから、従来の教育改革では、9年制義務教育の全国完全実施が「重点中の重点」に据えられていました。教科書の無償給与など国の就学支援策の結果、2000年には基本的に全国(85%の地域)で実施されました。このような普及の基礎に立って、現在は、子どもの「創造性」や「実践能力」の育成を重んじる「資質教育」の推進を教育改革の基本的な方針に据え、教育水準の向上を目指しています。学校でも、従来の受け身、丸暗記の学習から、子どもの主体性や学習の過程を重視する方針を掲げ、課題学習や奉仕活動を行う「総合実践活動」を導入するなど、教育内容の多様化を図っています。

高等教育では、1999年以来、受験競争の緩和と人口大国から人材強国への転換を目指して高等教育機関の入学定員を大幅に増やした結果、2005年に在学率は2割に達しました。また、計画養成制度の廃止など従来の政府による強い統制を改め、教育課程や財務等で各校の裁量権を拡大する改革を進めています。その一方で、競争的環境の中で高等教育機関の教育・研究の質向上に向けた努力を促すため、

2003年より全高等教育機関に対して5年に1度の教育評価を義務づけ、評価結果を予算に反映させています。さらに、教育・研究水準を世界レベルに近づけることを目指して一部の大学に重点投資を行う「211プロジェクト」（1996年～）も進められています。

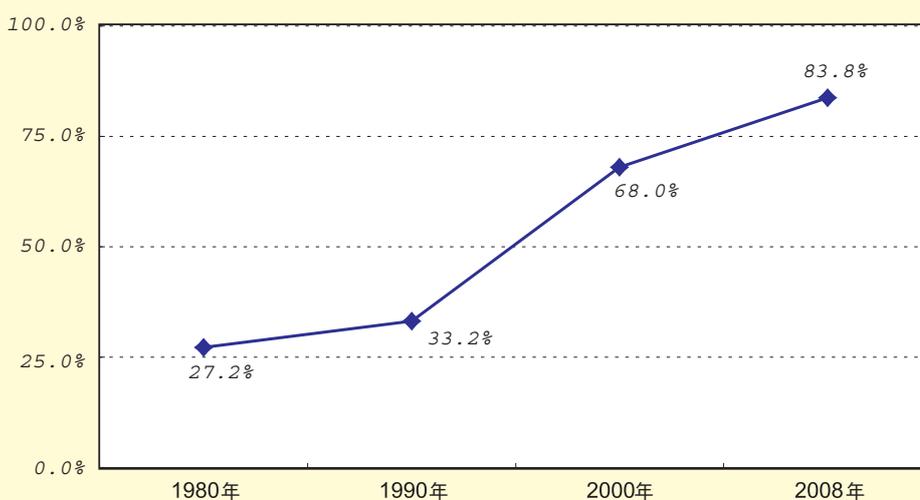
(6) 韓国

韓国では、1960年代以降の急激な経済成長とともに国民の教育熱も高まり、学校や児童・生徒の量的拡大が進行しました。現在は、世界のグローバル化や情報化を視野に入れて、時代の変化に応じた人的資源の開発に重点を置いた教育の質的向上が進められています。2008年2月に発足した李明博（イミョンバク）政権は、国の成長に必要な人材育成を優先する前政権までの方針を踏襲しつつ、学校間の競争意識を高めることでその改革の推進を図っています。

初等中等教育では、2000年より「第7次教育課程」が導入され、児童・生徒の資質や能力に応じた学習活動を可能とする水準別のカリキュラムや、高校生を対象として選択科目中心のカリキュラムが取り入れられるなど、児童・生徒の選択の幅を拡大する取組が行われています。また、各地方教育当局や学校が自由に内容を編成できる授業時間数が増やされ、地域や学校の裁量権が拡大されました。「第7次教育課程」では、「第6次教育課程」で示された学校教育の多様化の方向性をさらに強め、児童・生徒個人のニーズに応じた教育の提供が目指されるとともに、カリキュラムの編成・運営における地方の裁量の拡大強化が進められています。

高等教育の普及も著しく、1990年に33.2%だった大学進学率は、2008年現在83.8%にまで上昇しました（図表1-1-7）。こうした量的拡大は高等教育の大衆化をもたらしましたが、近年は、より高次の人材育成開発も進められています。1999年に始められた「頭脳韓国21（BK21）」は、世界に通用する高水準の大学づくりを目指し、修士・博士課程の大学院生に集中的な支援を行うことで優秀な研究者を養成することを目的としています。第1次BK21では、大学に競争原理をもたらし、優れた人材の養成環境が改善されたことなどが評価され、2006年からは予算規模をさらに拡大した第2次BK21が始まっています。こうした競争的資金の配分により進められるプロジェクトを通して、科学技術分野を中心に基礎研究から応用まで、幅広い分野の研究開発と人材育成が行われています。

図表 1-1-7 韓国の大学進学率



(注) 当該年度の高校卒業者のうち、大学・短大に進学した者の比率。

(出典) 教育科学技術部及び韓国教育開発院、『韓国教育統計要覧 2008年版』